

5 展開する施策

5.1 施策体系

本計画における施策体系は次のとおりとします。

施策体系

I 3Rの推進	
1	3Rを推進する県民運動の展開
2	市町村と連携した3Rの推進
3	「知識から実践」を定着させる環境学習の推進
4	排出事業者における自主的な廃棄物の排出抑制や資源化の取組促進
5	循環産業の活性化
6	循環資源等の利用の促進
7	バイオマスの活用の推進
8	各種リサイクル法の遵守の指導
9	産業廃棄物に関する統計情報等の活用による実態把握方法等の検討
II 適正処理の推進	
1	優良産廃処理業者認定制度の活用
2	産業廃棄物管理票（マニフェスト）の電子化の普及促進
3	有害廃棄物の適正処理の推進
4	産業廃棄物再生品（再生土）の適正利用の推進
5	環境美化意識の向上と実践活動の推進
6	海岸漂着物の処理の推進
7	産業廃棄物の不法投棄監視と不適正処理に対する指導の徹底
8	不法投棄廃棄物の適正な管理の確保と支障除去対策の実施
9	建設廃棄物の発生から処分までの一元的管理の推進
10	原発事故由来の放射性物質を含む廃棄物の適正処理
III 適正処理体制の整備	
1	一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理
2	産業廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理
3	災害廃棄物の処理体制の整備
4	廃家電等の処理費用負担に対する意識向上
5	産業廃棄物処理施設の整備のための検討
6	施策や制度の実施に関する国への提案・要望

5. 2 展開する施策

本計画で取り組む施策の具体的な内容は、次のとおりです。

※【〇〇課】；施策を所掌する主な担当課名

I 3Rの推進

I-1 3Rを推進する県民運動の展開【循環型社会推進課】

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築を目指すため、市町村等と連携を図りながら、3Rを推進する県民運動を展開し、県民一人ひとりがライフスタイルの変革を円滑に進めるための広報啓発や環境づくりを推進します。

とくに、リサイクルより優先順位の高い*2R（リデュース・リユース）の取組を強化していきます。

《主な取組》

○ 2Rの取組強化

生活用品を中心にリユース品を積極的に取り入れるなど、優先順位がリサイクルよりも高い2Rの様々な取組を「ちばエコスタイル」の新たなメニューとして提案し、積極的な展開を図ります。

～コラム～

○靴・バッグ・ベルトの海外リユース(松戸市)

松戸市では、市内施設（市役所、市民センター等）17カ所に回収ボックスを設置し、まだ使える靴・バッグ・ベルトの回収を行っています。集められたものはリサイクル業者が買い取り、選別後、海外で再使用されています。

平成27年5月に回収をスタートし、事業開始から6か月間で回収量は約2.5トンと順調に伸びています。



市役所に設置された回収ボックス。設置費用は業者が担う。

啓発活動の様子



○ 「ちばレジ袋削減エコスタイル」運動の展開

使い捨て文化の象徴といわれているレジ袋を削減することにより、使い捨てのライフスタイルそのものを見直しにつながる普及啓発として「ちばレジ袋削減エコスタイル」運動を展開します。

○ 「ちば食べきりエコスタイル」運動の展開

家庭や外食時において、食べ残しがごみとなって捨てられる無駄をなくするため、飲食店等の協力を得ながら食べきりを促進するとともに、市町村等と連携し、食品等の廃棄を減らすための普及啓発として「ちば食べきりエコスタイル」運動を展開します。

○ 「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」運動の展開

ごみを減らし、資源を大切にするライフスタイルの浸透を図るため、飲食店等の協力を得ながら、紙コップなどの使い捨て容器に替えて、水筒やタンブラーなどのマイボトル・マイカップの利用を促進する「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」運動を展開します。

○ 廃棄物の再使用等に関する情報の提供

廃棄物の再使用等の取組を促進するため、リユース製品、リサイクル製品や廃棄物の再使用に関する情報を積極的に発信していきます。

不要になった家具、自転車の再生・販売

＜浦安市ピーナスプラザ＞



○ 各主体の相互連携の推進

県民、事業者、行政等の各主体が、循環型社会の構築に向けて、それぞれの役割を積極的に果たしていくために、意見交換を行いながらネットワークづくりを進め、各主体の相互連携を推進します。

○ 表彰の実施

3Rの推進や廃棄物の適正処理に関する活動を通じて循環型社会形成に功労のあった個人、団体等を表彰し、その功績に報いるとともに、県民や事業者等の循環型社会への転換に向けた意識をさらに高めていきます。

ちばエコスタイル

ごみを減らすために、身の回りのできることを実践するライフスタイル

ちばレジ袋削減エコスタイル

千葉県全体でレジ袋を削減する取組を「ちばレジ袋削減エコスタイル」と呼び、サインアップ方式によるレジ袋削減協力事業者の登録や日々の生活の中で実践していただく「ちばレジエコサポーター」の登録などの運動を展開しており、平成25年度末で28,086名が登録しており、年々増加しています。

一人ひとりの意識次第で「誰でも、すぐに簡単に」取り組めるレジ袋の削減を通してごみを減らし、ものを大切にするライフスタイルへの転換を目指します。

キャラクター・ロゴマーク

マイバッグをモチーフとした架空の動物。名前:モラワン

CHIBA レジEco Style



ちば食べきりエコスタイル

食べきりの推進に向けた県民への広報・啓発活動のほか、「小盛りメニューの導入」や「持ち帰り希望者への対応」などを実践する「ちば食べきりエコスタイル協力事業者」の登録制度で、平成26年2月現在で207事業者が登録しています。食べ物がごみになる量をできるだけ減らしていくための運動を展開していきます。

キャラクター・ロゴマーク

ドギーバッグ(食べ残り持ち帰り用容器)が

モチーフの食欲旺盛な架空の動物。

名前:ノコサーヌ



ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル

ごみを減らし、資源を大切にするライフスタイルを推進するため、飲食店等に協力していただき、紙コップなどの使い捨て容器に替えて、水筒やタンブラーなどのマイボトル等の利用を促進する運動を展開します。

協力していただく飲食店等を県民に広く周知することにより、マイボトル等の利用促進を図ります。

ステッカー

チーバくんがマイボトルを持ったステッカーを協力飲食店等の店舗に掲示していただきます。



I-2 市町村と連携した3Rの推進【循環型社会推進課】

県と一般廃棄物の処理責任を担っている市町村とが連携し、一般廃棄物の減量化や資源化をさらに進めていくことが重要です。

また、ごみ処理有料化や分別収集の促進など地域住民の理解が不可欠な取組を進めるためには、先進的な取組等の情報を共有していくことも必要です。

そこで、市町村が行う一般廃棄物の減量化や資源化の促進に関する取組が円滑に進むよう、情報提供や助言などを行います。

《主な取組》

○ ごみ処理有料化の促進

ごみの排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、市町村に対し、先進的な取組の情報提供や助言を行うことにより、経済的インセンティブを活用した、ごみ処理の有料化を支援します。

○ 容器包装廃棄物等の分別排出・分別収集の徹底

市町村に対し情報提供や助言を行うことにより、可燃ごみの中に含まれている容器包装廃棄物や紙類等の資源ごみの分別排出・分別収集の徹底を支援します。

また、容器包装リサイクル制度の円滑な運用を図るため、市町村が抱える課題の解決に向け意見交換を行うとともに、分別収集・選別保管に要する費用、再商品化費用に係る市町村負担分についてのあり方の見直しなど、制度の改善について市町村と連携して、国へ要望・提言を行います。

○ 事業系一般廃棄物の削減対策の促進

ごみの約3割を占める事業系一般廃棄物について、排出実態等の調査を進めるとともに、市町村が効果的に削減対策に取組むための参考となる（仮称）「事業系一般廃棄物の削減対策指導ガイドライン」を作成し、市町村との連携を図りながら、排出抑制や資源化を促進します。

～コラム～

○事業系ごみの適正処理に向けた個別訪問(市川市)

市川市における事業系ごみの現状として、市内にある事業所の約7割が適正処理を行っておりますが、さらなる適正処理の推進に向けて、「広報いちかわ」や市ホームページによる情報提供のほか、シルバー人材センターに委託し、未適正処理の事業所に対する巡回訪問を実施しています（平成26年度実績：約1,200事業所）。未適正処理の事業所に対しては適正処理に関する説明や啓発パンフレット等の配布を行い、適正処理への移行を促しています。

※未適正処理とは、事業者が自ら処理しなければならない事業系ごみを家庭ごみの集積所などへ排出することです。

～コラム～

○分別あらため隊(野田市)

野田市では、週3回、清掃工場に搬入された事業系ごみの展開検査を行う「分別あらため隊」を平成27年8月に結成しました。結成前の調査では、プラスチック類などの産業廃棄物や資源物の混入が多いことが分かったため、分別排出、分別回収の徹底について指導しています。

ルール違反のごみ袋が7袋以内で「口頭指導」、7袋を超えると「文書指導」、また、2回目で「勧告」、3回目で「命令」、4回目で「公表」、5回目には「受入拒否」となります。さらに、事業系ごみの搬入手数料を1kg当たり15円から27円に引き上げ、減量施策を強化しています。



展開検査の様子

○市町村との意見交換会・研修会の実施

一般廃棄物の処理に当たって市町村が抱える課題や先進事例などの情報を共有し、今後の施策の検討に反映するため、市町村との意見交換等を定期的に行います。

また、廃棄物処理に関する法令等に関する研修会を開催します。

○使用済小型電子機器等の回収体制の構築

使用済*小型電子機器等の回収量を増やすため、市町村に対し先進事例などの情報提供や助言を行うことにより、回収体制の構築を支援します。

○処理困難物の適正処理の検討

家庭から排出される廃棄物のうち、市町村による処理が困難な廃棄物に関し、市町村における現状や課題などを整理し、適正処理の仕組みなどについて必要な検討を行います。

I-3 「知識から実践」を定着させる環境学習の推進【循環型社会推進課・環境研究センター】

県民一人ひとりが、地域の環境や循環資源に関心を持ち、自発的にごみの排出抑制や分別排出に取り組んでいくよう、様々な学習の機会などを活用しながら、県民への*環境学習を推進します。

《主な取組》

○知識から実践を定着させる環境学習の推進

県の関係部局や市町村と連携し、廃棄物に関する理解の促進を図るとともに、自ら率先してごみの排出抑制や分別排出に取り組んでいくよう、知識から実践を定着させる環境学習を推進します。

○ 3Rの推進に関するコミュニケーションづくり

3Rに関する理解の促進を図るため、関係団体や市町村等と連携しながら、3Rの推進に関する現状や展望などに関するシンポジウムを開催するなど、3Rに関するコミュニケーションづくりを推進します。

～コラム～



ごみ分別スクール(パッカー車の実演)



中学校古紙分別収集隊の活動

○世代に合わせた3R啓発(千葉市)

千葉市では、3Rの重要性への理解を深めてもらうため、世代別の啓発活動に取り組んでいます。

未就学児(5・6歳)対象の「へらそうくんルーム」(3R啓発紙芝居や分別体験ゲーム等)、小学4年生対象の「ごみ分別スクール」(ごみ処理についての学習、分別体験等)、中学生対象の「中学校古紙分別収集隊」(校内の古紙を回収し、収集量等の見える化を实践)、高校生対象のエコレシピの普及啓発、大学生によるごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」の啓発活動等、世代に合わせた体験・実践を取り入れ、内容を工夫しています。未就学児から大学生まで、世代ごとに継続して学ぶことで、ごみの分別や減量の意識が日常生活にも浸透し、3Rの考え方が各家庭に広がっていく効果も期待されます。

○ドリームフラワープロジェクト(柏市)

柏市では、学校・企業・千葉大学と連携して、給食の食べ残しや調理くずから作られた堆肥を使い、学校花壇に花を咲かせる取組を行っています。企業が給食残渣の堆肥化、堆肥の提供を、大学が苗の提供、花壇づくり指導を、柏市が広報、各部門との連絡調整を行っています。

子どもたちが自ら花壇のデザインを行い、定植や手入れを行うことで、環境に対する関心や自主性を高める機会となっています。



子どもたちがデザインした花壇

I-4 排出事業者における自主的な廃棄物の排出抑制や資源化の取組促進

【環境政策課・循環型社会推進課・廃棄物指導課】

『もの』の製造、流通、販売などを行う事業者(排出事業者)は、事業活動に伴い排出される廃棄物について、その適正な処理に責任を持って対応する必要があります。また、*企業の社会的責任を果たす上からも、廃棄物の排出抑制や資源化に率先して取り組むことが求められています。

そこで、排出事業者に対し、処理責任を適切に果たし、廃棄物の排出抑制や資源化に向けた自主的な取組がなされるよう指導や啓発を行います。

《主な取組》

○ 排出抑制等に関する指導の実施

産業廃棄物の*多量排出事業者に対し、機会を捉えて産業廃棄物の排出抑制や循環的な利用の促進に関する指導を行います。

○ 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画に関する情報の公開

廃棄物処理法に基づいて多量排出事業者から提出される産業廃棄物処理計画等について、インターネットを活用して情報公開を行います。

また、多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する情報を、自ら積極的に公表することを促進します。

○ 中小零細排出事業者に対する排出抑制・減量化に向けた普及啓発の実施

多量排出事業者以外の中小零細排出事業者に対しても、*ISO14001の認証の取得や*エコアクション21への取組を推奨するとともに、廃棄物の減量化等に関する個別具体的な相談に適切に対応するなど、排出抑制・減量化に向けた普及啓発を行います。

○ 排出事業者による適正な委託処理の確保

排出事業者が廃棄物の処理を委託する場合には、処理責任を十分認識した上で、優良な処理業者を積極的に選択するとともに、資源化を図るための処理方法の選択を優先し、可能な限り最終処分によらない処理に移行するなど、循環的な利用を行っていくことが求められます。また、適正な委託費用を負担することなど、廃棄物の適正な委託処理が確保されるよう、排出事業者に対し必要な指導と広報啓発を行います。

I-5 循環産業の活性化 【循環型社会推進課・廃棄物指導課】

環境への負荷の低減を図りながら、廃棄物が適正に再生利用され、かつ、再生された資源が円滑に循環して利用されていくためには、廃棄物を積極的に循環利用する『*循環産業』の果たす役割は非常に大きく、その活性化は安定的な適正処理の確保に加え、経済の活性化にもつながります。

そこで、先進的なリサイクル技術の普及促進や、排出事業者と処理業者のマッチングセミナーの実施などを通じて、『循環産業』の活性化を図ります。

《主な取組》

○ 循環産業の振興方策の検討

関係団体と連携し、排出事業者と先進的なリサイクル技術を有する処理業者とのマッチングセミナーを実施するほか、循環産業の振興方策について検討します。

○ 先進的なリサイクル技術の普及促進

産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの促進をより一層確実なものとするため、先進的なリサイクル技術の普及促進に向けた研修会等を開催します。

産業廃棄物リサイクル普及促進研修会の様子



○ エコタウンプラン施設等の活性化の促進

*エコタウンプラン施設のさらなる活性化を図るため、エコタウン事業者と排出事業者、リサイクル製品利用者とのマッチングを実施します。

○ 関係団体との連携の強化

『循環産業』を担う事業者の関係団体が行う認知度の向上や新たな取組の検討等について、関係団体と連携を図りながら支援します。

I-6 循環資源等の利用の促進

【環境政策課・循環型社会推進課・廃棄物指導課・生産振興課・畜産課・技術管理課・下水道課・千葉県水道局浄水課】

循環型社会への転換をさらに進めるためには、リサイクル製品の品質向上や市場ニーズを踏まえた製品開発のほか、適正なリサイクル製品が継続して利用される環境を整えることが必要です。

そこで、関係団体や市町村などと連携を図りながら、リサイクル製品の公共工事での利用など、*循環資源がより一層利用されるような取組を推進します。

《主な取組》

○ グリーン購入の推進

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷が少ないものを購入する「*グリーン購入」を推進します。

○ 焼却灰を利用した溶融スラグ・エコセメントの利用

環境配慮物品調達方針に基づき、一般廃棄物の処理過程で生成される*溶融スラグや焼却灰を利用した*エコセメントを公共工事で利用します。

○ 建設副産物の再生利用の促進

*千葉県建設リサイクル推進計画に基づき、建設副産物の再生資材の利用に取り組みます。

○ 鉄鋼スラグ再生品の安定した利用方法等の検討

鉄鋼スラグ再生品の公共工事における利用など、安定した利用方法等について、検討を進めます。

○ 下水汚泥等の資源化利用の推進

下水汚泥やし尿処理汚泥を利用した固形燃料化やバイオマス発電等のエネルギー回収利用等を推進します。また、上水道・工業用水道の浄水場発生土のセメント原料化などの資源化利用を推進します。

○ 畜産廃棄物の活用方法の検討

動物のふん尿等の畜産廃棄物について、環境への負荷の低減に努めながら、エネルギー利用等の新たな活用方法を検討します。

○ 農業用廃プラスチックの適正処理の推進

農業用廃プラスチックの再生利用等を含め、適正な処理を推進します。

○ 優良リサイクル製品の認定制度の導入

適正なリサイクル製品の利用促進を図るため、優良リサイクル製品の認定制度を導入します。

I-7 バイオマスの活用の推進

【環境政策課・循環型社会推進課・産業振興課・担い手支援課・農地・農村振興課・畜産課・森林課・下水道課】

県内に豊富に存在している家畜排せつ物、食品廃棄物、林地残材等の様々なバイオマスを有効活用するため、千葉県バイオマス活用推進計画に基づき、活用に必要な基盤の整備や原料利用の拡大（入口対策）、製品の利用促進（出口対策）、活用に係る調査研究及び普及、活用推進計画の推進体制の整備を柱に、*エコフィードコーディネーターによる食品廃棄物の飼料化の推進や、木質バイオマスの利用拡大の推進などを図ります。

I-8 各種リサイクル法の遵守の指導

【循環型社会推進課・廃棄物指導課・農地・農村振興課・技術管理課】

*建設リサイクル法、自動車リサイクル法、*食品リサイクル法といった各種リサイクル法への対応について、機会を捉えて事業者への積極的な取組を促すとともに、県内のリサイクル状況の把握に努めます。

また、各種リサイクル法に基づく指導を徹底し、リサイクルの促進を図ります。

I-9 産業廃棄物に関する統計情報等の活用による実態把握方法等の検討

【循環型社会推進課・環境研究センター】

産業廃棄物の減量化や資源化の現状把握の方法として、現在、多量排出事業者からの報告書や事業者へのアンケートなどをもとにして産業廃棄物の発生量や排出量等を推計しているところですが、より正確な排出量の把握や連続性の確保を図るため、極力推計を排除することが望ましいところです。

そこで、多量排出事業者からの届出や産業廃棄物処分業者の実績報告などの既存統計資料をもとに、産業廃棄物の排出量や処理の状況に関するより正確な実態を把握する方法等について、必要な検討を行います。

II 適正処理の推進

II-1 優良産廃処理業者認定制度の活用【廃棄物指導課】

排出事業者が処理責任を適切に果たすためには、数多い産業廃棄物処理業者の中から廃棄物の種類や処理方法等に応じて、適切に処理できる業者を選ぶとともに、遵法性や事業の透明性が高く信頼できる業者を選定していく必要があります。

そこで、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選定する一助とするため、優良な産業廃棄物処理業者の育成や必要な情報の提供に努めます。

《主な取組》

○ 産業廃棄物処理業者の優良性判断に係る評価制度の活用

排出事業者が優良で信頼できる処理業者を選定できるようにするため、*優良産廃処理業者認定制度（平成23年4月運用開始）を活用して優良な処理業者の育成に努めます。

○ 優良産廃処理業者認定制度に係る情報の公開

排出事業者による処理業者の選定に寄与するため、優良産廃処理業者に関する情報を公表します。

II-2 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の電子化の普及促進【廃棄物指導課】

*電子マニフェスト制度は、産業廃棄物管理票の偽造を防止し、廃棄物処理の流れが簡便に把握できるようになることから、不適正処理の防止や原因者の特定の迅速化につながるなど、適正処理を進める上で非常に効果的な制度です。

また、事業者にとっても情報管理の合理化や業務の簡素化につながることも期待されます。

そこで、関係団体との連携を図りながら、電子マニフェスト制度の普及促進に努めます。

II-3 有害廃棄物の適正処理の推進【循環型社会推進課・廃棄物指導課】

PCB廃棄物、*アスベスト廃棄物、感染性廃棄物、水銀廃棄物等の有害廃棄物は、不法投棄や不適正処理が行われた場合に、生活環境や人体への深刻な影響が懸念されることから、特に適正な処理が求められます。

そこで、有害廃棄物の適正な処理が確保されるよう、排出事業者及び処理業者に対して必要な指導や情報の提供を行います。

《主な取組》

○ PCB廃棄物の適正処理の推進

PCB廃棄物については、改定されたPCB処理計画に基づき、未届けのPCB使用機器や

PCB廃棄物を把握するための掘り起こし調査を行うとともに、PCB使用機器を使用中または保管中の事業者に対し適正な処理に関する周知・啓発を行います。

また、中小事業者への処理費用の一部補助を行う「*ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」を国とともに造成し、処理期限内での着実な処理を推進していきます。

○ アスベスト廃棄物の適正処理の推進

アスベスト廃棄物の適正な処理を徹底するため、大気汚染防止法や石綿障害予防規則等を所管する関係機関や関係団体との連携を図りながら、必要な情報の提供を行うとともに、事業者への指導を徹底します。

○ 感染性廃棄物等の適正処理の推進

医療機関から発生する感染性廃棄物については、関係団体との連携を図りながら、排出事業者に対し立入調査を行い必要な指導を行うなど、その適正な処理を促進します。

在宅から発生する感染性廃棄物については、その適正処理に関して、市町村と連携しながら実態の把握と情報の提供に努めます。

また、*新型インフルエンザへの対応として、環境省が策定した「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に即した適切な対応が図られるよう、市町村等に対し必要な情報の提供等を行います。

○ 水銀廃棄物の適正処理の推進

平成27年6月に施行された「*水銀による環境の汚染の防止に関する法律」に基づき、廃水銀等に係る長期的な管理、*水銀使用廃製品の適正な回収のための分別方法について周知徹底するとともに、市町村や事業者団体等と連携して水銀使用廃製品の適正な回収を促進します。

II-4 産業廃棄物再生品(再生土)の適正利用の推進

【循環型社会推進課・廃棄物指導課】

建設汚泥の中間処理後物である再生土等の産業廃棄物再生品は、埋立資材として使用される例が増えているため、この埋立により周辺環境への影響を及ぼすことのないよう、取り組んでいく必要があります。

そこで、監視パトロールや立入調査を実施するとともに、新たな指導や規制の仕組みの導入について検討していきます。

《主な取組》

○ 監視パトロールと立入調査の実施

監視パトロールの際に、再生土の利用状況の確認を行うとともに、再生土の中間処理業者や埋立現場に立入調査を行います。不適正な事案に対しては、廃棄物処理法等に基づき厳正に対処します。

○ 新たな指導・規制の仕組みの導入の検討

再生土等の埋立により、周辺環境に影響を及ぼすことのないよう、新たな指導や規制の仕組みの導入について、具体的に検討します。

II-5 環境美化意識の向上と実践活動の推進【循環型社会推進課】

ごみの散乱は景観を損ねるだけでなく、腐敗や悪臭などにより生活環境に支障を及ぼすおそれもあることから、ごみの散乱等を未然に防止することが重要です。

そこで、市町村等の関係機関・団体と連携を図りながら、環境美化に関する情報を積極的に提供する等、環境美化意識の向上と実践活動を推進します。

《主な取組》

○ 環境美化意識の向上と実践活動の推進

市町村等関係機関・団体と一体となり、「*ゴミゼロ運動」等を推進するとともに、環境美化に関する情報を積極的に提供する等、普及啓発を行います。

○ ごみの散乱等の防止対策の促進

空き缶やタバコの吸殻等の投げ捨てを禁止する、いわゆる「ポイ捨て防止条例」が多くの市町村で制定されています。

こうした取組が促進されるよう、未制定市町村に対し、必要に応じて情報の提供や助言を行います。

II-6 海岸漂着物の処理の推進【循環型社会推進課・森林課・漁港課・河川環境課・港湾課】

海岸等に漂着した流木やごみ等については、海岸の良好な景観や環境の保全を図るため、適正かつ円滑に処理する必要があります。また、海岸漂着物の発生抑制対策も必要です。

そこで、*海岸漂着物処理推進法に基づき、関係機関と連携・協力し、海岸漂着物の処理及び発生抑制対策を推進します。

《主な取組》

○ 海岸漂着物の処理の推進

海岸漂着物処理推進法に基づき、県・海岸管理者等・市町村・民間団体等が相互に連携・協力し、海岸漂着物の処理を推進します。

また、千葉県海岸漂着物対策地域計画で定める重点区域において、海岸漂着物の回収・処理を行います。

海岸漂着物の様子（大雨時の撤去前）



○ 海岸漂着物の発生抑制対策の推進

生活系ごみや事業系ごみ投棄の防止について普及啓発を行うなど、海岸漂着物の発生抑制対策を推進します。

II-7 産業廃棄物の不法投棄監視と不適正処理に対する指導の徹底【廃棄物指導課】

産業廃棄物がいったん不法に投棄されると完全な原状回復が難しく、周辺の自然環境や生活環境への支障が生ずるおそれがあり、投棄された産業廃棄物の種類や性状によってはその影響は深刻となるため、不法投棄を未然に防止することが大切です。

そこで、産業廃棄物の不法投棄を防止するため、市町村等との連携を図りながら、徹底した監視活動に取り組みます。

また、廃棄物の不適正処理が行われた場合には、行為者に対して適正な処理を行うよう必要な指導を行うとともに、悪質な行為者に対しては、廃棄物処理法等に基づく行政処分等を行います。

《主な取組》

○ 不法投棄監視の徹底

市町村等と連携を図りながら、24時間・365日体制での不法投棄監視を行います。

○ 不適正処理に対する指導の徹底

不適正処理が行われた場合には、早急に適正な処理を行うよう、関係者に対する指導を徹底します。

○ 悪質な行為者等に対する行政処分の実施

悪質な行為者等に対しては、可能な限り迅速に行政処分を行い、その情報を公表します。

II-8 不法投棄廃棄物の適正な管理の確保と支障除去対策の実施【廃棄物指導課】

不法投棄等の不適正処理が行われてしまった廃棄物が、周辺環境へ支障を生じさせないようにすることが必要です。

そこで、違反行為者等に対して、これらの廃棄物について適正な管理と改善措置を行わせます。また、違反行為者等が判明しない場合等で周辺環境への支障を防止する緊急の必要が生じたときは、行政代執行による支障の除去を行います。

《主な取組》

○ 不法投棄廃棄物の撤去等の指導の徹底

廃棄物が不法投棄された場合には、その行為者・排出事業者の特定に努め、不法投棄廃棄物の撤去等適切な指導を行います。

○ 不法投棄廃棄物の適正な管理の徹底

不法投棄等の不適正処理が行われたものの、現状では直ちに支障の除去等の措置を必要としない場合でも、その不法投棄廃棄物から新たな支障が生じないように当該区域の状況を把握するとともに、適正な管理を徹底するよう必要な指導を行います。

○ 不法投棄廃棄物の支障除去対策の実施

不法投棄等の行為者等による撤去が不可能となり、環境調査等の結果、生活環境等への著しい支障が心配される場合には、県が行為者等に代わって不法投棄廃棄物の撤去等を行う支障除去対策を行います。

II-9 建設廃棄物の発生から処分までの一元的管理の推進

【循環型社会推進課・廃棄物指導課・技術管理課】

建設廃棄物は、建設リサイクル法の施行により再生利用率が向上したものの、依然として不法投棄される事例が見受けられ、適正処理の徹底を進める必要があります。

この場合、発生から処分までの一連の流れを管理することは資源の有効利用や不適正処理の未然防止につながるため、発生から処分までを一元的に把握する仕組みづくり等について検討を進め、必要に応じて国等への働きかけを行います。

II-10 原発事故由来の放射性物質を含む廃棄物の適正処理

【循環型社会推進課】

*指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特別措置法の規定により、国が責任をもって処理することとされています。

一方で、原発事故由来の放射性物質を含む廃棄物のうち、指定廃棄物以外の廃棄物については、一定の処理基準に則り、既存の最終処分場で処分できることとされていますが、放射能に対する処分場周辺の住民や事業者の不安などにより、最終処分が滞るケースが見受けられます。

そこで、市町村及び事業者に対し、処理基準に則った適正な処理について、必要な情報の提供や助言を行うとともに、国民の理解が促進されるよう、国に働きかけを行います。

《主な取組》

○ 事故由来放射性物質を含む廃棄物の適正な処理の促進

指定廃棄物以外の廃棄物の最終処分に係る安全性について、市町村や事業者に対し、必要な情報の提供及び助言を行うことにより、住民や廃棄物処理業者等の理解を得ながら、その適正な処理を促進します。

○ 事故由来放射性物質を含む廃棄物の適正な処理に関する国への要望

指定廃棄物以外の廃棄物の安全性や処理方法について、国民的な理解を得るための対策を講ずるよう国に対して機会をとらえて要望します。

Ⅲ 適正処理体制の整備

Ⅲ-1 一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理【循環型社会推進課・廃棄物指導課】

市町村の一般廃棄物処理施設については、既存施設の多くが老朽化への対応を検討しなければならない時期を迎えており、ごみの排出状況の変化を踏まえつつ、低炭素社会の形成に配慮した施設の整備・更新や適正な維持管理を進めていく必要があります。

そこで、市町村に対し、一般廃棄物処理施設の計画的な整備・更新や効率的な維持管理が行われるよう、必要な情報の提供や助言を行います。

《主な取組》

○ 廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化の促進

市町村が一般廃棄物をより効率的に適正処理するために、広域処理の利点なども含め必要な情報提供や助言を行います。また、市町村が地域の実情に応じた広域的な処理が必要と判断した場合には、廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化を促進します。

○ 市町村における廃棄物処理施設の整備の促進

ごみ処理に要する費用の縮減を図りつつ既存の廃棄物処理施設の徹底した活用を図るため、市町村等が行ういわゆる*ストックマネジメントの手法を導入した既存施設の計画的な整備・更新（長寿命化）や、効率的な維持管理について、必要な情報の提供や助言を行います。

○ 省エネルギー・創エネルギーを念頭に置いた施設整備の促進

地球温暖化対策の観点から、焼却処理に伴い生じる熱エネルギーの有効利用を行う高効率な*ごみ発電施設の導入について、関係市町村に対し必要な情報の提供や助言を行います。

○ 一般廃棄物処理施設の適正な運営の確保

市町村等による一般廃棄物処理施設の運営に当たっては、生活環境への支障が生じないよう、施設が適正に維持管理される必要があることから、立入検査等により、施設の適正な運営が確保されるよう努めます。

○ 一般廃棄物処理施設の維持管理情報の公表

廃棄物処理施設の維持管理情報が適正に公表されるよう、施設管理者等に対し制度の周知を図るとともに、必要な指導を行います。

Ⅲ-2 産業廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理【循環型社会推進課・廃棄物指導課】

産業廃棄物処理施設は、適正な廃棄物処理を確保する上で必要不可欠な施設であり、安全性を確保し

つつ適切に整備されることが重要です。

また、生活環境への支障が生じないように、適正な維持管理等を確保する必要があります。

さらに、最終処分によらない処理方法の一つとして、低炭素社会の取組にもつながる熱回収による廃棄物処理の促進が必要です。

そこで、産業廃棄物処理施設の設置に係る手続きを適切に行うとともに、適正な維持管理を確保するため、事業者に対し必要な指導等を行います。

《主な取組》

○ 熱回収が可能な施設に係る認定制度の普及促進

産業廃棄物の焼却施設については、低炭素社会の形成に資するため、熱回収が可能な施設の認定制度の普及促進に努めます。

○ 廃プラスチック類の熱回収利用の促進

最終処分量の削減による最終処分場の長寿命化を図るため、廃プラスチック類の熱回収での利用を促進します。

○ 産業廃棄物処理施設の適正な維持管理の確保

産業廃棄物処理施設への定期検査を実施し、施設の適正な運営と維持管理の確保を図ります。

○ 産業廃棄物処理施設における適正処理の確保

産業廃棄物処理施設の経営が困難となった場合における廃棄物の適正処理を確保するため、いわゆる「*処理困難通知」による適正な処理の確保に向けた制度の周知・運用を推進します。

○ 維持管理情報の公表

廃棄物処理施設の維持管理情報の公表が適正に行われるよう、施設設置者に対し制度の周知を図るとともに、適正に運用されるよう指導を行います。

Ⅲ-3 災害廃棄物の処理体制の整備

【防災危機管理部関係各課・健康福祉部関係各課・循環型社会推進課・農林水産部関係各課・県土整備部関係各課】

非常災害時には、大量の廃棄物が発生し、その排出方法や処理方法に混乱が生ずるおそれがあることから、災害発生時に円滑な廃棄物処理が行えるよう、災害廃棄物の処理体制の整備に努めます。

《主な取組》

○ 県災害廃棄物処理計画の策定

災害廃棄物について、その適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速に処理すべく、

平時の備えから非常災害発生時の対応までを定めた災害廃棄物処理計画を策定します。

災害廃棄物処理計画では、平成 27 年 8 月の廃棄物処理法の改正により、都道府県廃棄物処理計画に新たに定めることとされた次の事項についても、併せて定めることとします。

- ①非常災害時においても廃棄物の減量その他その適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための措置に関する事項
- ②非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- ③産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項

○ 市町村災害廃棄物処理計画の策定支援

市町村における災害廃棄物処理体制の整備を促進するため、市町村に対し、必要な情報の提供や助言を行い、非常災害時における災害廃棄物の処理体制等を定めた市町村災害廃棄物処理計画の策定を支援します。

災害廃棄物の仮置場の様子



Ⅲ-4 廃家電等の処理費用負担に対する意識向上【循環型社会推進課】

テレビ、冷蔵庫、洗濯機などの廃家電の不法投棄事例が後を絶たない状況が続いていますが、その一因として、不要となった廃家電のリサイクル料金の負担が挙げられています。

そこで、リサイクル費用の負担について県民の理解促進を図るとともに、不法投棄を防止するため、資源化費用の前払い方式の導入などの制度改正について、国への要望を行います。

Ⅲ-5 産業廃棄物処理施設の整備のための検討【循環型社会推進課・廃棄物指導課】

産業廃棄物処理施設については、民間事業者による整備が基本ですが、適正な処理や資源化が困難なものの処理施設や、民間事業者では設置が困難な施設等については、行政が関与した整備も一つの選択肢となります。

これまで処理施設における公的関与のあり方について検討してきましたが、方向性が見出せないのが現実です。その一方で、最終処分場については特に立地が困難であり、今後、残余容量が不足する事態も想定されるため、長期安定的な確保が必要です。

《主な取組》

○ 産業廃棄物最終処分場の整備における公的関与の可能性の検討

民間による処理体制の確保を基本としつつ、必要な産業廃棄物最終処分場を確保するための一つの手法として、産業廃棄物最終処分場の整備における公的関与の可能性について、必要な検討を行います。

○ 県外から搬入される産業廃棄物の最終処分量の抑制

関係団体等の意見を聴きながら、「県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」に基づき、県外から搬入される産業廃棄物の県内での最終処分を抑制していきます。

Ⅲ—6 施策や制度の実施に関する国への提案・要望

【循環型社会推進課・廃棄物指導課】

廃棄物の適正処理を進める上で、現在の法令や国の制度の中では対応が困難なものも想定されます。そこで、廃棄物の適正処理を進める上で、新たな施策や制度が必要と考えられる場合には、必要な制度改正や予算確保などについて、国等に対して提案・要望を行います。